

内容 [編集]

本銘文は縦29.7cm余、横13.2cm余の範囲に、90字が5行で陰刻されている。1行目から順に、16字・19字・18字・19字・18字ある^{[1][12]}。

釈文 [編集]

池邊大宮治天下天皇^[注釈 3]。大御身。勞賜時。歳
次丙午年^[注釈 4]。召於大王天皇^[注釈 5]與太子^[注釈 6]而誓願賜我大
御病太平欲坐故。將造寺^[注釈 7]薬師像作仕奉詔。然
當時。崩賜造不堪。小治田大宮治天下大王天
皇^[注釈 8]及東宮聖王^[注釈 9]。大命受賜而歳次丁卯年^[注釈 10]仕奉

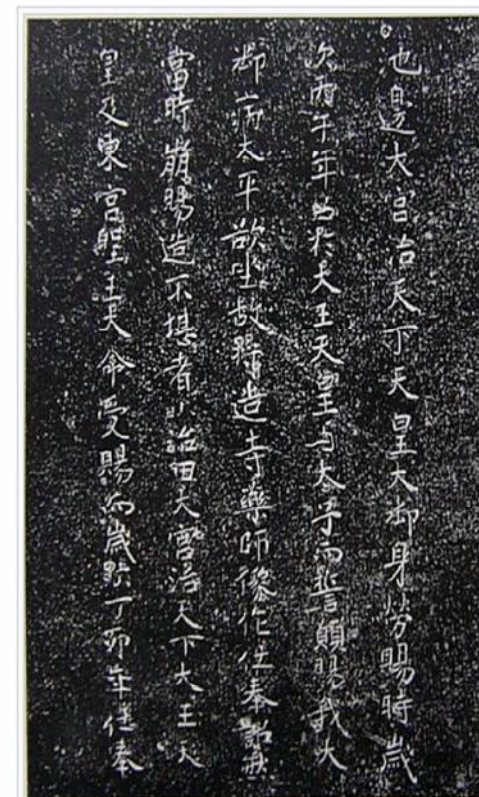
— 『法隆寺金堂薬師如来像光背銘』^[1]

要約 [編集]

文面は、「用明天皇が病気の時（用明天皇元年（586年））、平癒を念じて寺（法隆寺）と薬師像を作することを誓われたが、果たされずに崩じた。のち推古天皇と聖徳太子が遺詔を奉じ、推古天皇15年（607年）に建立した。」という趣旨の内容である^{[1][2][12]}。

文体 [編集]

本銘文はすべて漢字で記されているが、全体として漢文と日本語の文法が混然としており、国文の一体といえる。このような仮名がまだ生まれていない段階の日本語文を亀井孝は「漢字文」、吉澤義則は「記録体」と呼んでいる。『古事記』がそれにあたる著名なものであるが、それよりも古い本銘文にもすでに漢文の文法から脱して日本語化しようとする意図が窺える。例えば、「造寺」（動詞＋目的語）は漢文式であるが、「薬師像作」（目的語＋動詞）は日本語式になっている。また、「大御（おほみ）身」、「勞賜（たまふ）」、「仕奉（まつ）」のような日本語語順による敬語表記を交えている^{[15][16][17]}。



法隆寺金堂薬師如来像光背銘

